

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第1回瀬戸内警察署協議会	
会 議 日 時	令和7年8月5日火曜日 午後2時30分から午後4時30分まで	
会 議 場 所	瀬戸内警察署 会議室	
出 席 者	1 警察署協議会	会長以下6人
	2 警察署	署長以下8人
<p>（会議の概要）</p> <p>1 開会の言葉</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 協議</p> <p>(1) 管内の治安情勢説明</p> <p>ア 令和7年鹿児島県警察運営指針・運営重点について説明</p> <p>イ 令和7年6月末現在における各種統計や各種活動結果の紹介</p> <p>ウ 質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員 <p>詐欺に関する相談は、高齢者が多いのか。</p> <p>また、地域住民から相談を受けた時、詐欺かどうかわからない場合はどうすればよいか。</p> ○ 回答 <p>相談者の年齢に関する統計はないが、うそ電話詐欺等に関する相談について、高齢世代の方が申し出る割合が多い傾向にある。</p> <p>しかし、近年、詐欺の手口は巧妙化しており、若者であっても、スマートフォン等を介して詐欺被害に遭うケースが発生していることから、世代関係なく、防犯意識を高める必要がある。</p> <p>委員の方が地域住民から相談を受けた際は、警察署や交番、駐在所に連絡していただければ、実際に状況確認した上で必要な措置や防犯指導を講じるので、被害未然防止の観点からも、積極的に助言していただきたい。</p> ● 会長 <p>広報活動の一環として、リクルート活動や高校生を受け入れてのインターンシップ活動が紹介されていたが、良い取組であり、行政と連携した上で、今後も実施していただきたい。</p> ○ 回答 <p>今後も関係機関と連携を密に図り、実施する方針である。</p> 		

(2) 委員による住民の意見・要望の提言と住民が解決を望んでいると認められる事項

ア 瀬戸内町役場前の道路について

● 会長

瀬戸内町役場前の道路について、役場の正面側に横断歩道を引くことはできないか。

○ 回答

道路交通法では、歩行者は横断歩道が近くにあるところでは、その横断歩道を横断しなければならないと規定されている。

本件道路では、商店前（役場から約50メートル）と、古仁屋海上保安署前（役場から約80メートル）に横断歩道が設置されていて、新たに横断歩道を設置することは、道路交通の円滑等の観点から困難であると認められる。

また、横断歩道以外の法定外標示についても前述の理由から不相当と思われる。町民への模範となるためにも、既存の横断歩道を利用していただきたい。

イ 大規模災害時の警察署機能移転について

● 会長

大津波等の災害が起きた際、警察署の必要物品や車両等を避難させる場所や施設等について、シミュレーションはできているのか。

○ 回答

瀬戸内署では、災害対策基本法、鹿児島県地域防災計画、鹿児島県警察災害警備基本計画に基づき「瀬戸内警察署災害警備計画」「瀬戸内警察署業務継続計画」を策定し、随時管内情勢の変化に応じて見直しを行い、迅速かつ的確な災害警備活動が実施できるよう努めている。

警察署の機能移転については「瀬戸内警察署業務継続計画」で代替施設等の整備が定められており、同計画に基づき、平成28年2月15日、瀬戸内町との間で、清水公園総合体育館を代替施設として使用できるという協定を締結している。

また、署員に対しても、機会あるごとに、非常時持出品の確認や発災時の対応についての教養、訓練を実施している。

今後も、関係機関との連携強化を含め災害発生時の備えに取り組む方針である。

○ 委員

宇検村にある宇検駐在所の機能移転先は定められているのか。

● 回答

現状は警察署の機能移転についてのみ定めている。

移転場所についても、まずは隣接署である奄美警察署といった警察施設が選定されるが、当署管内からは遠方であるため、発災状況を検討した上で、清水公園体育館を選定するといった段階的判断となる。

ウ 国道上の右折待ち車両に関する対策について

● 会長

国道58号上の地藏トンネルから古仁屋市街地へ向かう下り車線にて、見通しが悪く、高丘団地へ右折待ちをする車両を見つけると急ブレーキを踏むことがあり危険である。

注意喚起を促す看板の設置や、標識を目立たせるために草木を伐採する等、対策はできないか。

○ 回答

交差点を示す注意標識の視認性を確保するため、枝葉のせん定等について、道路管理者である大島支庁瀬戸内事務所に申し入れを行う。

また減速を促す路面標示についても摩耗しているので、同様に申し入れを行う。

※ 令和7年8月6日、電話及び文書にて、大島支庁瀬戸内事務所へ申し入れを行った。

エ 古仁屋小学校前の三差路道路に関する対策について

● 委員

古仁屋小学校前の三差路道路について、古仁屋中学校側から通行する車両がほとんど一時停止をしていないが、良い解決策はないか。

○ 回答

朝の登校時間帯に現場を確認したところ、一時停止の標識が設置され、路面には「止まれ」の文字とともに停止線が明確に引かれているにも関わらず、一時停止を怠ったまま右左折する車両が多数見受けられた。

当署で定められた立哨日を活用し、制服警察官が立哨してドライバーに注意喚起するとともに、指導取締りを実施する方針である。

オ 車両の装飾品について

● 委員

運転に際し、日差しを避けるための様々なグッズがあるが、運転席側にカーテンをつけることは違法か。

○ 回答

車両の窓にカーテンをつけたり、タオルやうちわ等を窓に挟んだ状態で運転する行為については、道路交通法で「運転者の視野を妨げる積載をしてはならない」と定められており、積載方法の違反となる。

また、遮光するために黒色フィルム等を貼り付ける行為については「道路運送車両の保安基準」の規定などにより、前面ガラス、運転席、助手席のガラスには、車検の有効が標示されたシールなど、定められたものしか貼り付けることができない。

透明なフィルム等を貼る場合も、70パーセント以上の可視光線透過率が確保されている必要がある等、車両には様々な規定があるので、グッズ等を使用する前には確認していただきたい。

カ インターネットを悪用した詐欺事案について

● 委員

インターネットを悪用した詐欺事件について、ニュースで注目されるような大きな事案のほかにも、本人も気付かないような、身近な事例はあるのか。

○ 回答

詐欺の手口は悪質・巧妙化しており、日々変化し続けている。

スマートフォンを介して行われる、うそ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺は、地理的条件に影響を受けることなく、離島であっても誰しものが被害に遭う可能性がある身近な犯罪である。

島民が、騙されない判断力をつけるために広く注意喚起することが重要であり、県警では定期的に事例に基づいた広報活動を実施している。

当署でも

- ・ 全国地域安全運動等における広報活動
- ・ 交番、駐在所員が発行する広報誌を活用した啓発活動
- ・ 高齢者を対象とした防犯講話
- ・ おとなの「いかのおすし運動」広報活動

等、関係機関とも連携を図りながら、高齢者やその御家族を含め、住民の皆様に対して、引き続き、情報提供や注意喚起を行っていく方針である。

キ 加計呂麻島の町道について

● 委員

加計呂麻島の於齊地区にある、佐知克集落から勢里集落を通る町道は、大雨後

に冠水するので、バイク等で通行するときは大変であり、修繕はできないか。

○ 回答

道路を管理する瀬戸内町役場に申し入れを行う。

※ 令和7年8月6日、電話及び文書にて、瀬戸内町役場へ申し入れを行った。

ク 県道での横断待ち歩行者対策について

● 委員

宇検村の芦検集落を通る県道について、集落内には信号機の無い横断歩道があるが、徐行等の標識もなく、横断待ち歩行者がいるにも関わらず停止せずに通行する車両が多い。

大型車も多く通行する道路であることから、対策はできないか。

○ 回答

停止線と予告標示（ダイヤモンド）が摩耗しているので、補修について県警本部に上申する。

また、管轄駐在所が発行するミニ広報誌に、横断歩道での歩行者優先に関する記事を掲載し、周知を図る。

ほかにも、管内警ら中に駐留警戒を実施し、危険な運転をする車両については停止を求め、直接運転手を指導するなどして、街頭活動を強化する。

(3) 令和7年瀬戸内警察署速度取締り指針

5 警察業務紹介

6 閉会の言葉

備考